

事 務 連 絡
令和元年6月27日

各都道府県税務担当課・市区町村税担当課 御中

総務省自治税務局企画課

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）

先般、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）に係る情報が住民基本台帳担当部局と税務部局との間で共有されていなかったために、税務部局から支援措置の対象者の現住所の情報が加害者に漏れてしまう事案が発生しました。

この事案を受け、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について」（令和元年6月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）により、市区町村内における支援措置情報の共有等、適正な事務執行の徹底等について、各都道府県住民基本台帳担当部長宛に通知されましたので、お知らせします。

各地方団体の税務担当課におかれましては、住民基本台帳担当部局と連携を密にし、支援措置に関する情報を取り扱う事務及びその情報を取り扱う場合の事務処理について確認していただき、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に遺漏なきようお願いいたします。また、引き続き、地方税の賦課徴収に関して住民基本台帳情報を取り扱う際には、適切に情報管理を行い、適正な税務執行に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨お伝え願います。

連絡先：総務省自治税務局企画課
沼澤理事官、卯田係長
TEL 03-5253-5658

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところです。

しかしながら、先般、最初に支援措置の申出等を受けた市区町村（以下「当初受付市区町村」という。）から支援措置情報が転送されることにより申出を受けた他の市区町村（以下「転送受付市区町村」という。）において、住民基本台帳担当部局と庁内の関係部局との間で支援措置情報が共有されていなかったために、当該関係部局から支援措置の対象者の現住所の情報が加害者に漏れてしまう事案が発生しました。

支援措置は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的としているところです。

この支援措置においては、当初受付市区町村において、転送受付市区町村に対し支援措置情報を転送する仕組みとなっており、支援措置制度の所期の目的が達成されるためには、現住所地市区町村、前住所地市区町村及び本籍地市区町村の住民基本台帳担当部局間で適切に支援措置情報が共有されるとともに、それぞれの市区町村内において、住民基本台帳担当部局から庁内の関係部局に支援措置情報が共有され、適切に対応する必要があります。

各市区町村においては、平成26年6月25日付け総行住第60号総務省自治行政局住民制度課長通知、平成26年9月10日付け総行住第93号総務省自治行政局住民制度課長通知及び平成27年9月4日付け総行住第111号総務省自治行政局住民制度課長通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底し、また、支援措置情報を共有すべき庁内の関係部局を改めて確認し、連携を図るなど、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検の上、必要な対策を講ずるようお願いします。

都道府県においては、この旨を承知の上、指定都市を除く域内の市区町村に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。